

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」を選定しました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成20年9月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：北九州市立門司病院

所在地：門司区南本町3番1号

施設内容：

- ・延床面積 11,188.71m²
- ・建築(改築)年月日 東棟：平成12年10月
西棟：平成14年9月
手術棟：昭和58年10月
- ・建物構造 鉄筋コンクリート造 地上4階
- ・診療科目 内科、呼吸器科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、眼科、放射線科
- ・病床数 155床 【内訳】一般50床、療養50床、結核55床

(2) 指定期間

平成21年4月1日～平成31年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：医療法人茜会

所在地：山口県下関市上新地町一丁目5番2号

主な業務内容：病院・診療所運営

2 指定の経緯

平成20年5月 募集開始

平成20年7月 募集締め切り

平成20年7月 プレゼンテーション実施

平成20年8月 選定委員会の選定結果を受け、候補者を選定

(1) 応募資格

平成20年4月1日現在150床以上の病院を運営している法人で、～までのいずれかに該当するものとする。

医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定するもの(都道府県、市町村を除く)

私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人のうち、病院を開設しているもの

民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人のうち病院の運営を目的とするもの

医療法第39条第2項に規定する医療法人

(2) 応募状況

説明会参加：6団体

応募件数：2団体

3 選定方法

北九州市立門司病院指定管理者選定委員会の各委員審査評価点の合計により評価。

4 選定委員会委員

- ・ [学識経験者] 一広 伸子(西南女学院大学保健福祉学部非常勤講師)
- ・ [学識経験者] 津田 小百合(北九州市立大学法学部准教授)
- ・ [医療関係者] 野田 健一(北九州市門司区医師会会長)
- ・ [医療関係者] 舟谷 文男(産業医科大学医学部教授)
- ・ [公認会計士] 丸林 信幸(公認会計士)
- ・ [市民] 宮原 深海(門司区自治総連合会会長)

(五十音順)

5 選定基準

選定基準(=審査項目)及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針	
	・ 市の病院事業における基本的な政策や計画、あるいは門司病院の設置目的や位置づけ等を十分に理解した上で、それらに適合した病院運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	

	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間安定的な病院運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	<p>(3) 実績や経験など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院事業における実績（経営実績、地域医療の活動実績、医療安全対策、教育・研修システム、病院情報の公開等）を有しており、成果を上げているか。 ・病院運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
<p>2 管理運営計画の適確性</p>	
	<p>【有効性】</p> <p>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の内容が、門司病院の機能を最大限に発揮し、設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ・結核医療を的確に提供することができるか。 ・地域の医療ニーズを踏まえた診療機能を提供する提案があるか。 ・病床利用率の向上、紹介率を向上させるための効果的な提案があるか。 ・地域の医療機関との連携・支援、地域医療の質向上が図られる提案があるか。 ・新型インフルエンザに対して、市の要請に従い的確に医療を提供できるか。 ・「北九州市地域防災計画」に基づき、災害時等に備えた対応が考えられているか。 <p>(2) 利用者の満足度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ・市民からの情報公開の請求等に対する対応が考えられているか。 ・外来・入院患者向けのサービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。 ・利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ・利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ・病院の医療情報等の公開を積極的に行う提案があるか。
	<p>【効率性】</p> <p>(3) 指定管理業務に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院運営（指定管理業務）に係る費用が妥当なものであるか。 ・経費を低減するための実施可能な提案があるか。 ・利用料金の設定が適切であるか。 ・病院運営（指定管理業務）に係る収支計画の内容が合理的かつ妥当なものであるか。 ・医事会計や給食、施設設備の維持管理などの業務について、指定管理者から再委託が行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫されているか。 ・市の経費負担低減につながる提案があるか。 <p>(4) 収入の増加に向けた創意工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入を増加するための実施可能な提案があるか（利用料金の改定を含む）。

【適正性】
(5) 管理運営体制など
<ul style="list-style-type: none"> ・各部門の管理責任者、管理・責任体制が明確に示されているか。 ・医師、看護師等の人員の配置が適正であるか。 ・病院運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 ・職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ・職員の確保、採用、配置が適切に行われるよう考えられているか。 ・管理運営に向けた準備体制の設置や計画が明確に示されているか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。 ・医療倫理に基づく適切な医療の提供が考えられているか。 ・利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。 ・安全管理・医療事故・院内感染対策や事故発生時の対応などについて、マニュアルの整備などの対応・対策が考えられているか。 ・防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

6 選定結果

(1) 得 点

選定基準（＝審査項目）及びポイント	配点	医療法人 茜会	A
1 指定管理者としての適性			
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	30	24	17
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	30	24	20
(3) 実績や経験など	30	21	20
2 管理運営計画の適確性			
【有効性】			
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	180	150	108
(2) 利用者の満足度	60	46	34
【効率性】			
(3) 指定管理業務に係る経費	90	63	57
(4) 収入の増加に向けた創意工夫	60	42	38
【適正性】			
(5) 管理運営体制など	60	50	34
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	60	46	34
合 計	600	466	362

(2) 選定された団体の提案内容及び審査結果等

【主な提案内容】

- ・ 当初10科、将来的には12科の診療科を標榜。
- ・ 必要に応じて、平日の午後及び土曜日の外来診療を実施。
- ・ 回復期リハビリテーション病棟、亜急性期病床の導入。
- ・ 肥満予防教室や糖尿病教室、転倒予防教室、介護教室等の開催。
- ・ 地域の医療・福祉機関との連携推進。

【審査結果】

- ・ 北九州地域における結核医療の拠点病院としての持続性を保障した提案内容である。
- ・ 地域の医療ニーズや周辺医療機関との連携を考えた診療科の設置等、地域医療への貢献や地域住民の信頼確保に意欲的である。
- ・ 安定した財政基盤を有しているとともに、一定の期間をかけて経費の低減、黒字化を図るなど、合理的かつ妥当な収支計画が評価できる。
- ・ 診療科や体制の急激な変更を想定せず、円滑な事業運営の継続を図る姿勢が評価できる。

【選定委員会の付帯意見】

- ・ 指定管理業務について、検証・評価を絶えず行うとともに、改善点等に対する地域からの提言を踏まえた運営を行うこと。
- ・ 「門司区保健・医療・福祉・地域連携推進協議会」への加入などにより、保健・医療・福祉全般の連携や向上に貢献すること。

7 提案額

約2億円/年（結核医療の実施に要する経費）